

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「空間は、もっと人の力になれる。」という経営理念の下、人と人との間に豊かな空間を創造する企業として、株主をはじめとするステークホルダーの皆様から信頼される企業グループであり続けるために、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

また、適正・迅速な意思決定並びに業務の遂行を果たすため、内部監査や監査役会における監査機能の確保やチェック機能を強化し、より強固な組織体制の構築を図るとともに、適時・適切な情報開示に努め、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則について実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SUN YE COMPANY LIMITED(常任代理人SMBC日興証券(株))	35,294,118	59.87
平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合	7,634,500	12.95
株式会社SBI証券	565,817	0.96
楽天証券株式会社	526,400	0.89
澤田ホールディングス株式会社	500,000	0.85
マネックス証券株式会社	373,500	0.63
松井証券株式会社	343,000	0.58
株式会社広美	304,500	0.52
小林 祐治	254,600	0.43
中務 稔也	210,000	0.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無更新	中国平安保険(集団)股フン有限公司(上場:海外)(コード)
----------	-------------------------------

補足説明更新

当社の直接の議決権保有会社であるSUN YE COMPANY LIMITEDの間接的な完全親会社であり、企業グループ内の資本最上位会社であるため、中国平安保険(集団)股フン有限公司を実質的な親会社としております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	9月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

なお、その他の関係会社と人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係のない社外取締役1名を一般株主と利益相反の可能性がない独立役員として選任し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
羅 怡文	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
羅 怡文			同氏の複数の会社経営を通じた企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験及び国内外における幅広いネットワークを当社の経営体制の強化及び持続的な企業価値の向上に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、年度監査計画に沿った監査を、被監査部門に対し年1回以上実施し、代表取締役社長宛てに内部監査報告書を提出し、被監査部門に対する改善指導に努めております。

監査役監査は、年間の監査方針及び策定した監査計画に基づき、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な日常業務の監査を実施しており、取締役会への出席のほか、当社の重要な会議に出席し必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、密に連絡・報告を行い効率的で組織的な監査実施を行うよう努めております。相互に意見交換、課題・改善事項について共有し、各自の監査実施状況の確認を適宜行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有馬 正樹	他の会社の出身者													
吉田 修平	他の会社の出身者													
柳田 聡	他の会社の出身者													
長尾 謙太	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有馬 正樹			長年にわたり不動産業界における取締役として培ってきた豊富な経験等により、当社グループが手掛ける事業領域に関して高い見識を有しており、当社の経営の監視や適切な見解を監査業務に反映していただくと認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
吉田 修平			弁護士として豊富な専門知識を有し、他社における豊富な監査役経験から、法令を踏まえた客観的な視点で経営を監視できると認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

柳田 聡		大手不動産会社役員としての豊富な経験と、コーポレートガバナンス分野における専門的な見識を有し、当社の経営やリスクマネジメントの一層の強化に寄与していただけると認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
長尾 謙太		公認会計士・税理士の資格を有しており、会計税務に関する専門的な知識と長年の企業監査において培った豊富な業務経験を有していることから、当社の経営において客観的な視点で経営を監視できると認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1名
--	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役である羅 怡文を独立役員として選任しております。複数の会社経営を通じた企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験に基づき、当社社外取締役として社外の独立した立場から、当社業務に関して適切かつ有意義な助言・提言を行っております。また、同氏は取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

2017年4月19日開催の臨時株主総会決議による新株予約権であります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役
---	-------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上への貢献意欲を一層高めること等を目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額
 取締役(社外取締役を除く): 40百万円
 監査役(社外監査役を除く): -
 社外役員: 12百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、2007年12月25日開催の第9回定時株主総会において年額400百万円以内、監査役の報酬限度額については、2001年9月17日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が客観的な立場から経営の監視を行う体制を構築するため、内部監査室と会計監査人が必要に応じて相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっております。また、常勤監査役と内部監査室並びに会計監査人との三者間の連携を密に行い、十分な情報収集と認識の共有を図ることにより、社外取締役及び社外監査役の活動を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は、6名(うち社外取締役1名)で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督、事業・経営全般に対する監督を行っております。また、業務執行の適法性の監督を目的として社外監査役が出席し、必要に応じて意見具申を行える体制となっております。定時取締役会は毎月1回開催されており、重要な意思決定が必要な課題が生じた場合には、逐次、臨時取締役会を開催いたしております。

(2) 監査役会

監査役会は、毎月1回開催され、常勤監査役1名(うち社外監査役1名)、非常勤監査役3名(うち社外監査役3名)の計4名で構成されております。年間の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会において取締役の職務執行について監査・監督を行っております。また、常勤監査役においては、重要な会議である戦略会議や営業会議に出席し、社内における重要課題を把握し、意見を具申するとともに、業務の執行について、適法性、妥当性の監査を行い、経営監視機能強化を図っております。

(3) 戦略会議

戦略会議は、社内における各部門の様々な情報や問題認識の共有を目的として、取締役を主要メンバーとして毎週1回開催しており、意思決定の迅速化を図っております。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、リスク管理及び法令遵守の徹底のため、代表取締役社長を委員長とし、経営管理部長のほか、委員長が指名する役員及び従業員を構成員として定期的を開催しております。また、全職員が企業倫理への理解を深めることを目的としたコンプライアンス研修を実施し、周知の徹底、意識の維持・向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役4名全員を社外監査役としております。また、意思決定に外部の視点を取り入れ経営体制を強化するため、社外取締役1名を選任し、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。現状の会社規模においては、取締役及び監査役は組織全体を統制することが可能であり、機動的な業務執行と内部牽制機能を確保できる体制であると判断いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、早期発送に向けて取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は9月であり、元来株主総会が集中しない時期となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報等の公表資料、決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、個人の意思と責任に基づくボランティア精神を尊重し、社会貢献活動を積極的に支援・推進しております。また、様々な活動を通じて、社員一人ひとりが社会貢献という発想を身につけた企業人であることを目指しております。毎年の創立記念日を「社会貢献活動の日」として、社員全員参加で当社の開発用地周辺の清掃活動等を行っております。当社の社会貢献活動の取り組みは、当社ホームページの「社会貢献」 http://www.ascotcorp.co.jp/ においても、ご覧頂けます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のとおり決議いたしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範において法令、定款及びコンプライアンス・マニュアルの厳格な実践を規定する。
- b. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び職務分掌に基づき、職務を執行する。
- c. 取締役は、月に1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- d. 社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
- e. コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス・マニュアルの配付等により、役職員が経営理念、社内規程、法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにし、指針に沿った適正な職務執行がなされているかの監査を内部監査室にて執り行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の定めに従い、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を明確にしたうえで保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 事業活動に伴う各種のリスクについて、それぞれの主管部署がリスク管理に関する対応をとるとともに、必要に応じ専門性を有した会議体で審議を行う。
- b. 事業の重大な障害及び瑕疵等の危機に対する予防措置と緊急時の対策等を定め、危機発生時の対応を的確に行う。
- c. グループ全体のリスク統制及び内部統制の監査については、内部監査室がこれを行い、リスク管理の全体最適化を図る。
- d. 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、役職員が社内規程、法令、定款及び社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度により、その適切な運用とコンプライアンス上、疑義ある行為の未然防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督、事業・経営全般に対する監督を行う。
- b. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- c. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を設置し整備・運用を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- d. 事業活動の効率性及び有効性については経営管理部にて監査を行い、監査を受けた部署は、是正及び改善の必要に応じ、速やかにその対策を講じる。

(5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. グループ全体を対象とした法令遵守体制の構築とグループ会社への適切な経営管理のため、グループ各社のトップとの意見交換会を定期的開催し、緊密な情報連携を確立する。
- b. 業務の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針をグループ各社へ提示し、当社に準ずる体制の整備を図る。
- c. グループ会社の適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役等をグループ各社の取締役、監査役に充てるとともに、適宜、当社内部監査室による監査を実行する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査職務を支援する人員を経営管理部から割当てる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社グループ全体を対象とした法令遵守体制の構築及びグループ会社への適切な経営管理のため、監査役への要請に応じて、取締役及び使用人、内部監査室は必要な状況等の報告を速やかに行う。
- b. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知り得たときは、速やかに監査役に報告する。ただし、本項にしたがって報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止とし、周知を図る。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。
- b. 監査役から要求のあった文書等は、随時提供する体制を整備し、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理を行う。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 各種規程の整備及び内部監査部門の設置

- a. 業務運営の適正かつ効率的に遂行のため、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を定める。
- b. 内部監査室は、各部門の業務活動が法令、定款、社内規程ならびに会社の経営方針や計画に沿って行われているかを検証を行ったうえで、取締役社長へ報告し、是正が必要な部門への助言・指導を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体については、取引を含め一切関係を持たず、また、同勢力等からの不当な要求には断固として応じないことを徹底しております。

反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に関する調査を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。